

本年5月に環境大臣からの諮問を受け、生物多様性保全のための沖合域における海洋保護区の設定について、「沖合域における海洋保護区の設定に向けた検討会」が開催された。その結果をもとに、以下の答申を作成した。なお、同答申を踏まえつつ、関係機関や専門家との調整を行いながら、適切な制度設計を行うことが求められる。

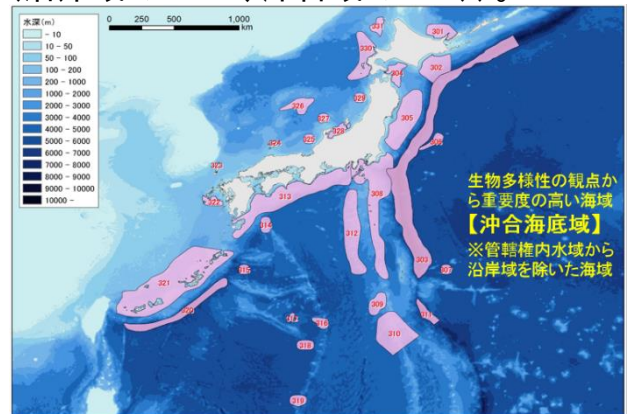
沖合域の生物多様性の保全のための前提と進め方

○海洋保護区設定の国際的な潮流

- 国連海洋法条約(前文): 海洋環境の保護及び保全等を促進
- 海洋基本法・第3期海洋基本計画: 海洋の持続可能な開発・利用と環境保全を統合的に推進すること、沖合域の保全を目的とした海洋保護区の設定を進めることとされている
- 生物多様性条約(CBD): 海洋保護区は、海洋の生物多様性と生態系サービスを確保する上で重要な海域について予防的視点から何らかの規制や管理措置を講ずるもので、有効な保全施策のうちの一つとされている
- 2010年のCBD第10回締約国会議において採択された愛知目標の一つ(目標11)等に、2020年までに海域の10%を海洋保護区に設定することが盛り込まれた
- 近年全世界で海洋保護区の設定が進んでおり、国家管轄権内水域の約16.8%に既に海洋保護区が設定されている

○我が国の海洋生物多様性と海洋保護区の現状

- 我が国においても、沖合域の海洋保護区の設定を進め、生物多様性の保全を図ることが課題(現在の我が国の指定は管轄権内の海域のうち8.3%(沿岸域の72.1%、沖合域の4.7%))。
- 環境省では、各種施策の推進のための基礎資料とすることを目的として、我が国が環境を保全し得る領海及びEEZの生物多様性の中で重要度が高い海域を、生態学的及び生物学的観点から科学的・客観的に明らかにしたものを、「生物多様性の観点から重要度の高い海域」(以下「重要海域」という。)として2016年に公表した
- 現在、沖合海底域に着目して重要海域として特定された海域のうち、海洋保護区に指定されている海域は8.5%に留まっている



生物多様性の観点から重要度の高い海域
(沖合海底域分)

○沖合域の生物多様性保全の進め方

- 直接的な人為活動による、豊かで特有の海底を中心とした生態系(海山、熱水噴出域、海溝等)に対する影響を軽減又は回避するためには、海洋保護区の設定が有効な手段となりうることから、法制度等の整備を進め、海洋保護区の設定を推進することが適当

沖合域の保全のための海洋保護区の設定の理念(1)

- 沖合域の海底地形の特徴に応じて形成された様々な生態系(化学合成生態系等)は、沖合域の生物多様性の確保、生物資源の保存・管理、試験研究の場の提供の観点等から保全する意義が高いと考えられる

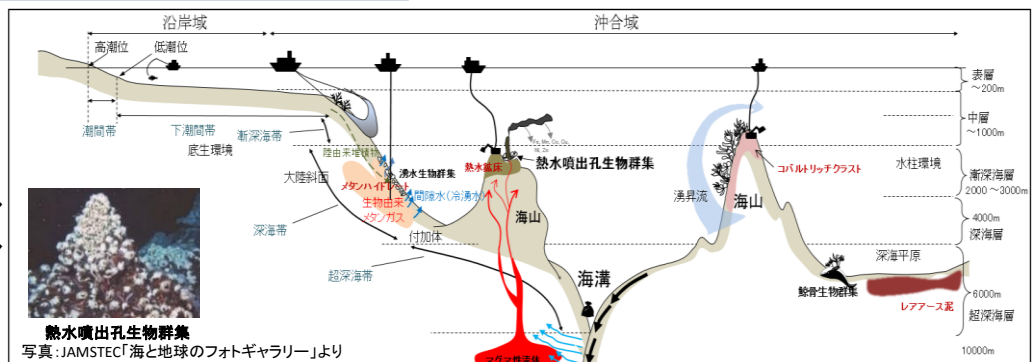


写真: JAMSTEC「海と地球のフォトギャラリー」より

沖合域の保全のための海洋保護区の理念(2)

- 陸域の生態系と比較して海域(とりわけ沖合域)の生態系は科学的に解明されていない事象が多く、特に生物多様性の観点から重要な海底の攪乱等は、生態系に対して不可逆的な影響を与えるおそれがあるため、予防的アプローチにより、現在ある知見を基に海洋保護区の設定を検討することが必要である
- 海洋保護区については、エコシステムアプローチを踏まえ、適切な空間的な広がり確保、保護と利用の適切なバランスと統合等を検討して設定し、順応的な見直し等を行うことが適当
- 隣接する他国の海洋保護区との連携・協力を検討することが適当

沖合域の保全のための海洋保護区の指定方針

- 自然環境保全法における自然環境保全の考え方を基礎として、今後海洋保護区を設定することにより、沖合域の生物多様性の保全の強化を図ることが選択肢として考えられる
- 資源開発・利用等との調整を図り、海洋保護区を指定することが必要
- 重要海域のうち、例えば海山、熱水噴出域、海溝等を対象として、可能な限りどの生態系の種類も、いずれかの海洋保護区に含めるように指定することが必要

<生態系毎の指定の考え方>

海山：基部から山頂まで多様な環境を含めて保全

海山、熱水噴出域、湧水域：生物相が変化し易いことを踏まえ、その長期的な保全を実現するため、特定の海域に集中的に類似した生態系が存在する場合は、それらを纏めて含むように面的に保全／資源開発・利用との調整が必要な場合には、当該海域の生態系構成上重要な種や個体群が分布する海域を相対的に厳格に保全

海溝：水深等を考慮しつつ、一つの保全上のまとまりとして面的に捉え保全

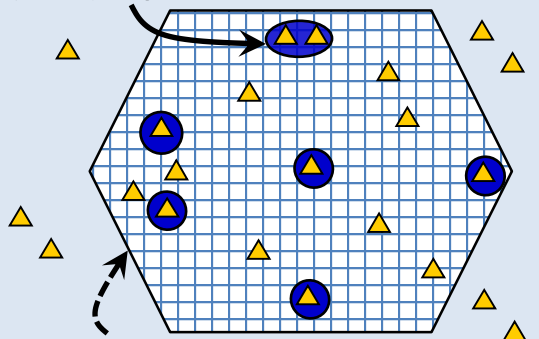
深海平原：代表的な環境を、ある程度広がりを持って、例えば緯度・経度勾配を考慮して海域毎に保全

沖合域の保全のための海洋保護区の管理方針

- 海洋保護区については、保全の必要性や利用形態等を踏まえて、必要な規制の強さによって2段階にゾーニングをした上で、それぞれに適した管理を行うことが適当
- 鉱物掘採に加え、海底又は海底に付着する動植物に漁具が接した状態でのえい航行為(例：底引き網漁)について対象とすることが必要
- 海洋保護区内での将来的な資源開発・利用については、今後得られる情報の蓄積を踏まえ、新たな同等以上の保護区を指定することを前提として、保護区の見直しを行うことも考えられる
- 関係省庁、研究機関や事業者等との協力・連携により実効性を高めることが適当
- 海洋保護区の指定後も情報収集を継続し、データの蓄積や調査研究等を行うことが必要

ゾーニングのイメージ図

攪乱による影響を受けやすい海域



選定された重要海域の範囲を基礎として資源開発・利用等との調整を図って設定

▲ 海山、熱水噴出域、海溝等

自然環境の保護と資源開発・利用等の調和を図る区域

人為活動を制限し自然環境の保護を図る区域